

平成 18 年 7 月 21 日

各位

不動産投信発行者名
東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号
オリックス不動産投資法人
代表者名 執行役員 市川 洋
(コード番号 8954)

問合せ先
オリックス・アセットマネジメント株式会社
取締役専務執行役員 佐藤 光男
TEL : 03-3435-3285

本投資法人に対する行政処分に関するお知らせ

オリックス不動産投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、平成 18 年 7 月 21 日、関東財務局長より、投資信託及び投資法人に関する法律第 214 条第 1 項に基づく業務改善命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

このような処分を受けましたことにつきまして、関係各方面の皆様にご心よりお詫び申し上げます。本投資法人では今回の行政処分を厳粛に受け止め、法令遵守の徹底と再発防止に真摯に取り組んでまいります。

記

1. 業務改善命令の内容

役員会不開催等の法令違反行為が発生したことに鑑み、以下の措置をとり、その状況を平成 18 年 8 月 21 日(月)までに書面で東京財務事務所に報告すること。

- (1) 法令遵守態勢の充実・強化を図ること。
- (2) 実効性ある再発防止策を策定し実施するとともに、責任の所在の明確化を図ること。

2. 処分の理由

本投資法人の役員会について、平成 13 年 9 月から同 18 年 2 月までの間に開催したとする 130 回のうち 88 回については、役員会構成員である執行役員および監督役員 3 名の招集事実がなく、役員会構成員が、一般事務受託会社であるオリックス・アセットマネジメント株式会社から、事前に議事録案の送付または説明を受け、後日、あたかも役員会構成員が参集した上で決議したかのように記載された議事録に捺印するという、いわゆる持ち廻りにより行われていた。

こうしたことから、本投資法人は、法令上役員会の承認が必要とされる事項についても、適正に開催された役員会の承認を受けることなく、持ち廻り方式により得られた承認をもって、役員会に付議すべき行為を行っていた。

本投資法人が行っていた持ち廻り方式による役員会は、平成 17 年法律第 87 号による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(以下「法」という。)第 108 条において準用する商法第 260 条ノ 2 第 1 項に定める役員会の決議要件を充足していない。このような状況下で、本投資法人役員会の承認が必要とされる様々な行為を行ったことが、法第 87 条、第 97 条第 2 項第 2 号、同第 3 号、同第 7 号、同第 8 号、第 120 条、第 131 条に、それぞれ違反するというもの。

3. 今後の対応

本投資法人では、今回の業務改善命令を極めて重大に受け止め、ご指摘を受けました点につきましては、今後、概ね以下の方向で改善策を策定することにいたしております。

(1) 再発防止策について

役員会上程議案について決議案件と報告案件との整理・見直しを行うとともに、役員会の開催を毎月の定例日に設定することなどにより、執行役員および監督役員の出席の確保を図り、また、臨時に開催する必要のある役員会については、適法・適式な電話会議等による開催を含め機動的な役員会の開催のための条件を整備し、適式な役員会の開催を行ってまいります。

(2) 法令遵守態勢について

全役員から法令遵守に関する誓約書の徴求を行い、改めて全役員の方針遵守意識の徹底を図るとともに、弁護士その他の外部の専門家等による監視機能の導入を含め、法令遵守態勢の充実・強化を検討・実施してまいります。

(3) 責任の所在の明確化について

役員全員が今回の法令違反の責任を充分認識するとともに、本件に関する責任の所在を明確化するための対応を検討してまいります。

本投資法人では以上の取り組みを含め、全力で投資主の皆様をはじめとする関係者の信頼回復に努めてまいります。

なお、本投資法人執行役員市川洋はその職を辞する予定であり、後任の候補として、オリックス・アセットマネジメント株式会社の取締役である牟田興一郎を予定しておりますが、執行役員の選定は投資主総会承認事項であるため、辞任の時期、投資主総会開催時期等につきましては、決定次第改めて公表いたします。

以上

本日資料の配布先: 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会